

## 「NISA」および「つみたてNISA」（少額投資非課税制度）

### ～ お申込みに際しての留意事項 ～

NISA口座は、全ての金融機関で1人1口座しか、開設できません。さらに、一度口座開設を行うと、金融機関の変更等に際して、一定の制約がございます。したがって、下記の留意事項を十分お読みいただいたうえで、お申込みいただきますようお願いいたします。なお、ここでは、「ジュニアNISA」を除く、成人対象の「NISA」と「つみたてNISA」について記載しています。

#### 1. 口座を開設できる金融機関は1つだけです。

NISA口座では、通常の証券口座（特定口座、一般口座）と異なり、**金融機関をまたがった複数開設は認められていません**。したがって、1人1口座のみの開設となります。

また、「NISA」と「つみたてNISA」の**併用はできません**ので、どちらかを選んで利用する**選択制**となります。

（金融機関の変更を希望される場合は、変更手続きを行うことにより、別の金融機関で口座開設をすることが可能です。ただし、既存の金融機関でNISA購入した年の同年内は別の金融機関に口座開設することはできません。）

#### 2. 購入できる商品は、金融機関によって異なります。

NISA口座で購入できる商品は、金融機関によって異なることがあります。NISA口座のお申込みに際しましては、**希望する商品が購入できるかをご確認の上、お申込みください**。

金融機関によって取扱商品は異なります。また、弊社では以下の商品をNISA口座で購入できません。

「NISA」 ⇒ 外国株式、外国籍投資信託等。「つみたてNISA」 ⇒ ETF。

#### 3. 1年間に購入できる金額（非課税枠）には、上限が定められています。

NISA口座では、非課税枠の範囲内での購入が非課税の対象となります。

「NISA」は年間120万円まで、「つみたてNISA」は年間40万円までの、有価証券を購入できます。ただし、購入した有価証券を売却してもその非課税枠の再利用はできませんので、**短期間での売買（乗換）を前提とした取引や商品には適していません**。

##### ① 購入できる金額（非課税枠）を超過して購入した場合

NISA口座での購入が、**非課税枠（「NISA」年間120万円、「つみたてNISA」年間40万円）を超過してしまった場合のお取り扱い**は金融機関によって異なります。お申込みに際しましては、商品ごとの取り扱いを確認の上、お申込みください。

（弊社では、株式を購入した際に非課税枠を超過した場合は、その取引で購入した金額の全額がNISA対象外となります。投資信託で非課税枠を超過した場合は、非課税枠を超過した金額分もしくは超過した口数分だけがNISA対象外です。なお、「つみたてNISA」での分配金の再投資は課税口座での購入となります。）

##### ② NISA口座の非課税枠の残額を翌年以降に繰り越すことはできません。

#### 4. 税制上の留意点

##### ① 損失が出た場合の税制上の特典はありません。

NISA口座の損失については、特定口座や一般口座で保有する他の有価証券の売買益や配当金との**損益通算はできず、当該損失の繰越控除もできません**。

##### ② 投資信託における分配金のうち元本払戻金（特別分配金）はそもそも非課税であり、NISAにおいては制度上のメリットは享受できません。

- ③ 国内上場株式等の配当金は、「株式数比例配分方式」を利用して受領される場合のみ非課税となります。したがって、発行者から直接交付（郵便小為替、銀行振込など。）されるものは課税扱いとなります。（「つみたてNISA」では、株式の購入はできません。）

**5. NISA口座での投資が可能な期間は、あらかじめ定められています。**

- ① 投資が可能な期間は、「NISA」と「つみたてNISA」では異なります。  
 ・「NISA」 ⇒ 10年間(2014年1月～2023年12月)  
 ・「つみたてNISA」 ⇒ 20年間(2018年1月～2037年12月)
- ② 「NISA」は、1度だけ、非課税期間の繰り越しが可能です。  
 「NISA」は、最長5年間の非課税期間後に、次の非課税期間（投資可能期間）がある場合には、非課税枠内の商品を1度だけ繰り越すことができます（ロールオーバー）。ただし、異なる金融機関の口座には繰り越すことができません。  
 （「NISA」で購入した商品は、原則として他の金融機関のNISAに移管できません。したがって、他の金融機関にロールオーバーできません。また、「つみたてNISA」では、ロールオーバーはできません。）

《「NISA」と「つみたてNISA」の主な比較》

	NISA	つみたてNISA
利用できる方	日本に住む20歳以上の成人	
口座開設	1人1口座 「NISA」と「つみたてNISA」の選択制	
非課税期間	投資した年から最長5年間	投資した年から最長20年間
非課税対象商品	上場株式、株式投資信託など	長期・積立・分散投資に適した ものとして一定の要件を満たす 投資信託
利用限度額 (非課税枠)	年間120万円	年間40万円
投資可能期間	2023年12月末まで	2037年末まで
損益通算	NISA口座は、特定口座や一般口座との損益通算はできない。	
途中売却	自由（売却部分の再利用不可）	
金融機関の変更	年単位で変更可能（ただし、購入を行った年は変更できない。）	
その他	口座開設にはマイナンバーの提供が必要	
		買付の方法は、定期的(月1回)に一定金額の買付を行う方法(積立)に限る。

上記の内容は、2017年10月2日時点のものです。今後、法改正やシステム対応などによって、上記の内容が変更される可能性があります。

